

「総量削減義務と排出量取引制度」
都内中小クレジット
～記入要領～

東京都環境局

2026年4月

目次

1	都内中小クレジットとは.....	1
	(1) 都内中小クレジットの概要.....	1
	(2) 都内中小クレジット削減量認定申請書等の申請.....	1
	(3) 申請方法.....	2
2	記入方法.....	3
	(1) Excelファイルの機能（使い方）.....	3
	(2) 各様式の記入例と記入方法について.....	4
	都内中小クレジット削減量認定申請書（第1号様式）.....	4
	都内中小クレジット削減量算定書（第2号様式）.....	6
	都内中小クレジット削減量算定シート.....	9
	一次エネルギー消費量算定書（第3号様式）.....	10
	その1（事業所の概要及び事業所境界の図示）.....	10
	その2（事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示）.....	12
	その3（燃料等使用量監視点）.....	14
	その4（燃料等使用量）・・・左欄.....	16
	その4（燃料等使用量）・・・右欄.....	19
	その5（燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量）.....	21

1 都内中小クレジットとは

(1) 都内中小クレジットの概要

都内中小クレジットとは、都内の中小規模事業所（原油換算エネルギー使用量が年間で1,500kL未満となる都内に設置する事業所等（テナント含む））が、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量をクレジット化し、総量削減義務と排出量取引制度の対象事業所（大規模事業所）が削減義務の履行に活用できるものです。

都内中小クレジットを発行する中小規模事業所は、事業所における省エネ削減の努力を、大規模事業所と取引をし、対価を得ることができます。

(2) 都内中小クレジット削減量認定申請書等の申請

1) 申請時期

①中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合

都内中小クレジットは、第四計画期間（令和7（2025）年度から令和11（2029）年度）の実績に基づき発行可能となります。申請は、算定期間中の購買伝票等がそろい、各年度の一次エネルギー消費量が算定された後に行うものとするため、中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等でない場合の削減量の認定の申請は、令和12（2030）年度の4月から9月末日までに申請することになります。

ただし、都内中小クレジットの削減量を算定する事業所に係る算定年度の地球温暖化対策報告書を、毎年度（提出は算定年度の翌年度）、東京都に提出していなければなりません。

②中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合

中小規模事業所の所有者又は使用者が中小企業等である場合は、算定期間が終了していても認定可能削減量の申請が可能です。このため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の間申請することが可能です。ただし、申請は、各年度の9月末日までに、東京都に提出しなければなりません。

2) 提出書類

都内中小クレジット申請における提出書類は下表に示すとおりです。

この記入要領では、第1号様式から第3号様式の記入方法について示しております。

項目	提出媒体	部数
都内中小クレジット削減量認定申請書（第1号様式）	電子（紙）	1部
都内中小クレジット削減量算定書（第2号様式）		1部
一次エネルギー消費量算定書（第3号様式） （検証機関が確認したもの）		1部
検証結果報告書（検証機関が作成したもの）		一式
都内中小クレジット検証チェックリスト （検証機関が作成したもの）		
その他東京都が必要と認める書類 （必要に応じて）		一式

(3) 申請方法

提出書類は、以下の①から③までの方法により提出をお願いします。

なお、紙面にて郵送または窓口へ持ち込む場合は、提出物の電子データの提出も必要です。
電子データにつきましては、電磁的記録媒体にて提出ください。
(USBメモリ・SDカードでの御提出は御遠慮ください。)

①オンライン提出（電子）

- ・以下の宛先に必要な書類を添付し、下記のメールアドレス宛てに提出してください。

提出先メールアドレス：ondanka42@kankyo.metro.tokyo.jp

②郵送（紙・電子）

- ・封筒表面に「都内中小クレジット削減量認定申請書在中」と明記の上、次の宛先へ送付してください。

〒163-8001
東京都新宿区西新宿 2-8-1
東京都庁第二本庁舎 20階南側
総量削減義務と排出量取引制度相談窓口

③窓口へ持込（紙・電子）

- ・事前予約制（先着順）とさせていただいております。予約方法、窓口受付期間などの詳細は、次のURLを御参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/helpdesk.html

よくある間違い

- ・計画書提出書の電子データがPDFファイルで提出されている。
- ・提出した紙媒体と異なる情報の電子データが提出されている。

保存

Excel
Excelブック(*xlsx)

PDF

- ・電子データは「Excel(*xlsx)」で保存して御提出ください。
- ・地球温暖化対策計画書提出書は、押印後の書類をPDFにしたものではなく、Excelファイルで御提出ください。
- ・電子データと紙媒体の情報が相違がないようお願いします。

2 記入方法

(1) Excelファイルの機能（使い方）

①Excelへの入力

- ・都が提供するExcelファイルは保護がかかっており、行の挿入やフォント変更などの書式の変更ができません。また、入力する枠にも制限がかかっています。事業者は入力可能な薄黄色のセルに文字や数値等を入力してください。
- ・白いセルについては入力不可となっていますが、入力可能セル（薄黄色）に入力した値が自動的に反映されます。詳細は、個々のシートの記入要領を御確認ください。

②Excelファイルのダウンロード

- ・Excelファイルをダウンロードして使用する際は、一旦手元のパソコンに保存してからファイルを開いてください。

③コメントの表示／非表示

- ・Excelファイルには入力を補助するためにコメントを使用しています。Excelの「表示」から「コメント」を選択すると、コメントの表示／非表示を切り替えることができます。

④セル内の改行

- ・「Alt」キーを押しながら「Enter」キーを押すと、セル内できれいに改行できます。

⑤ファイル形式等の改変禁止

- ・提出していただいたデータをコンピュータに取り込んで集計等処理を行っています。そのため、提出する電子ファイルには以下を行わないでください。
 - ・ブックに独自の保護をかけること。
 - ・シート・セルにリンクを張ること
 - ・シート名の変更等の改変

入力に際して不都合がある場合は相談窓口にお問い合わせください。

(2) 各様式の記入例と記入方法について

都内中小クレジット削減量認定申請書 (第1号様式)

年 月 日																	
<p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">別紙「申請者一覧」記載の者の代理人</p> <p style="text-align: right;">住 所 東京都千代田区□□町一丁目1番1号</p> <p style="text-align: right;">氏 名 株式会社 東京〇〇</p> <p style="text-align: right;">代表取締役社長 □□□□</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕</p>																	
<h3>都内中小クレジット削減量認定申請書</h3>																	
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の1第1項第2号イの都内削減量の規定について、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドラインの規定により、都内中小クレジットに係る削減量の認定を次のとおり申請します。</p>																	
事業所の名称	新宿〇〇ビル																
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号																
地球温暖化対策報告書制度に係る事業所番号	A0000																
都内中小クレジットに係る削減量	別添(都内中小クレジット削減量算定書)のとおり																
都内中小クレジット削減量算定書	別添のとおり																
検証結果	別添のとおり																
連 絡 先	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会社名</td> <td>株式会社 東京〇〇</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td>〇〇〇-△△△△</td> </tr> <tr> <td>住所(所在地)</td> <td>東京都千代田区□□町一丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td>総務部環境課</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>大江戸 花子</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-□□□□-△△△△</td> </tr> <tr> <td>メールアドレス</td> <td>ooedo.hanako@△△△.co.jp</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	会社名	株式会社 東京〇〇	郵便番号	〇〇〇-△△△△	住所(所在地)	東京都千代田区□□町一丁目1番1号	所属名	総務部環境課	担当者名	大江戸 花子	電話番号	03-□□□□-△△△△	メールアドレス	ooedo.hanako@△△△.co.jp	備考	
会社名	株式会社 東京〇〇																
郵便番号	〇〇〇-△△△△																
住所(所在地)	東京都千代田区□□町一丁目1番1号																
所属名	総務部環境課																
担当者名	大江戸 花子																
電話番号	03-□□□□-△△△△																
メールアドレス	ooedo.hanako@△△△.co.jp																
備考																	
※受付欄																	

1

2

3

4

①提出年月日、提出者

- ・「提出年月日」

実際に東京都へ提出する日を記入します。

- ・「提出者」

基本的に「申請者」としますが、「事務手続の委任」を行っている場合は、「別紙「申請者一覧」記載の者の代理人」を選択し、代理人の住所・氏名を記入してください。

- ・「住所・氏名」

法人の場合は、住所欄に主たる事務所の所在地、氏名欄に法人名称とその代表者の氏名を記入してください。

代表者の肩書は印鑑証明や商業登記された役職名称を記入してください。

(例：「代表取締役」＝○ 「代表取締役社長」＝×)

②事業所の名称・所在地

- ・「事業所の名称」

事業“者”ではなく、事業“所”の名称を記入してください。

- ・「事業所の所在地」

「地球温暖化対策報告書」に記載して届け出た事業所の所在地を記入してください。

③指定番号

- ・「地球温暖化対策報告書」に記載された「指定番号」(A+4桁)を記入してください。

④連絡先

- ・連絡先には、問合せ等の窓口となる方の会社名、郵便番号、住所、所属名、担当者名、電話番号、メールアドレス、その他備考等を記入してください。①で記載した会社に所属している方でなくても結構です。

都内中小クレジット削減量算定書（第2号様式）

2030 年度

都内中小クレジット削減量算定書

1 中小企業等の該当有無の確認

中小企業等の該当の有無	非該当
-------------	-----

2 都内中小クレジット削減量算定年度

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
算定年度			○	○	○

3 基準年度の一次エネルギー消費量

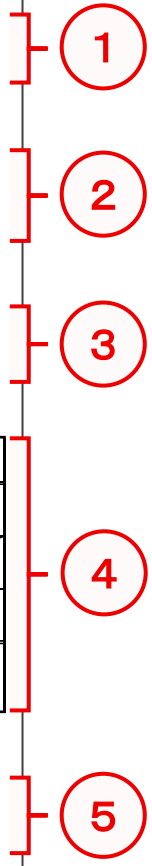
基準年度	2026 年度	一次エネルギー消費量	13,000 GJ
------	---------	------------	-----------

3 一次エネルギー消費量等の推移

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	算定対象 期間合計
一次エネルギー消費量 (GJ)			8,500	8,200	8,000	24,700
2030年度の達成水準 (%)			20%	20%	20%	
目標削減率相当量 (GJ)				2,600	2,600	5,200
算定対象一次エネルギー 消費量 (GJ)				2,200	2,400	4,600

4 都内中小クレジット削減量

都内中小クレジット削減量	253 tCO ₂
--------------	----------------------



①中小企業等の該当有無の確認

- ・都内中小クレジットの発行対象が、中小企業等である場合は「該当」を、中小企業等でない場合は「非該当」をプルダウンから選択してください。
- ・本制度における中小企業等の要件は、下表のとおりです。

番号	要件
一	<p>中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「中小企業者」という。）のうち、次の要件に該当するものを除いたもの</p> <p>ア 当該中小企業者が持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号の持株会社をいう。）であって、かつ、その子会社（同法第九条第五項の子会社をいう。）が大企業（中小企業者以外の会社をいう。）であるときその他当該中小企業者が大企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして知事が認めるもの（以下「特定中小企業」という。）である場合</p> <p>イ 一の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の二分の一以上を所有している場合</p> <p>ウ 複数の大企業若しくは特定中小企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の三分の二以上を所有している場合</p> <p>エ 一の大企業又は特定中小企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員総数の二分の一以上を兼務している場合</p> <p>オ イからエまでに掲げるもののほか、中小企業者（アからエまでの要件に該当するものを除く。）及び次号から第五号までに該当するもの以外のものが当該中小企業者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合</p>
二	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合、同項第8号に規定する商工組合又は同項第9号に規定する商工組合連合会
三	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合、同条第1号の2に規定する事業協同小組合、同条第2号に規定する信用協同組合、同条第3号に規定する協同組合連合会又は同条第4号に規定する企業組合
四	商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
五	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、同法第52条の4第1項に規定する生活衛生同業小組合又は同法第53条第1項に規定する生活衛生同業組合連合会
六	個人

②都内中小クレジット削減量算定年度

- ・都内中小クレジット削減量を算定する年度について、プルダウンで「○」を選択してください。後述する「都内中小クレジット削減量算定シート」に記載する基準年度に応じて、記載できる年度が限定されますので、黄色セルについてのみ選択してください。
- ・中小企業等でない場合は、算定期間すべてが対象年度となりますので、黄色セルについては、すべてに「○」を記載してください

③基準年度の一次エネルギー消費量

- ・後述する「都内中小クレジット削減量算定シート」に記載した結果が自動転記されます。

④一次エネルギー消費量等の推移

- ・「一次エネルギー消費量」

後述する「一次エネルギー消費量算定書（第3号様式）」で算定した、各年度の一次エネルギー使用量を転記してください。

- ・「2030年度の達成水準」

「地球温暖化対策報告書」で設定している事業所の2030年度の達成水準を記入してください。

「地球温暖化対策報告書」で2030年度の達成水準を変更した場合は、本様式に記載する数値も変更後の値を記入してください。

- ・「目標削減率相当量」及び「算定対象一次エネルギー消費量」

「一次エネルギー消費量」と「2030年度の達成水準」を記入いただくと自動で算定されます。

⑤都内中小クレジット削減量

- ・「算定対象一次エネルギー消費量」と後述する「都内中小クレジット削減量算定シート」から自動で算定されます。
- ・④一次エネルギー消費量等の推移で算定された「算定対象一次エネルギー消費量」をクレジット換算した値で、発行可能な都内中小クレジット量となります。

都内中小クレジット削減量算定シート

都内中小クレジット削減量算定シート

燃料・熱の種類	一次エネルギー消費量		都内中小クレジット		
	基準年度 (GJ)		算定対象 (GJ)	排出係数 (tC/GJ, kWh)	排出量 (tCO2)
	2026	年度			
原油				0.0187	
原油のうちコンデンサート (NGL)				0.0184	
揮発油 (ガソリン)				0.0183	
ナフサ				0.0182	
ジェット燃料油				0.0183	
灯油				0.0185	
軽油				0.0187	
A重油				0.0189	
B・C重油				0.0195	
潤滑油				0.0199	
石油アスファルト				0.0208	
石油コークス、FCCコークス				0.0254	
石油ガス	液化石油ガス (LPG)			0.0161	
	石油系炭化水素ガス			0.0142	
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)			0.0135	
	その他可燃性天然ガス			0.0139	
石炭	輸入原料炭	①		0.0245	
	コークス用原料炭			0.0245	
	吹込用原料炭			0.0245	
	輸入一般炭			0.0247	
	国産一般炭			0.0247	
	輸入無煙炭			0.0255	
石炭コークス				0.0294	
コールター				0.0209	
コークス炉ガス				0.0110	
高炉ガス				0.0263	
発電用高炉ガス				0.0263	
転炉ガス				0.0384	
都市ガス		3,000	1,062	0.0136	53
その他の燃料	②			③	
産業用蒸気				0.060	
産業用以外の蒸気				0.060	
温水				0.060	
冷水				0.060	
一般送配電事業者の電線路を介して供給された電気		10,000	3,538	0.489	200
合計		13,000	4,600		253

①一次エネルギー消費量

・後述する「一次エネルギー消費量算定書 (第3号様式)」で算定した、基準年度と当該年度の一次エネルギー使用量を転記してください。

②その他の燃料の種類

・特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン (以下「算定ガイドライン」という。) で記載されているもの以外の燃料等を使用している場合は、この欄に入力してください。

③その他の燃料の排出係数

・②に入力した場合は、選択した燃料ごとの固有の排出係数を入力してください。
 ・単位は (t-c/GJ) として入力してください。単位が異なると正しく計算されません。

一次エネルギー消費量算定書（第3号様式）
 その1（事業所の概要及び事業所境界の図示）

<div style="background-color: yellow; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 年度	1
<h2 style="margin: 0;">一次エネルギー消費量算定報告書</h2>	
1 事業所の概要	
事業所の名称	新宿〇〇ビル
事業所の所在地	東京都新宿区新宿二丁目8番1号
建物の延べ面積	11,500.00 m ²
2 排出量算定に係る事項	
(1) 事業所境界の図示	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事業所に含まれる 建物及び施設</p> <p>新宿〇〇ビル新館 新宿〇〇ビル北館 新宿〇〇ビル南館</p> </div> <p>The diagram shows a site plan with a yellow background. A red rectangular boundary encloses the main building complex. Inside this boundary are: '新宿〇〇ビル北館' (North Building), '新宿〇〇ビル新館' (New Building), and '新宿〇〇ビル南館' (South Building). Outside the boundary are: 'Aホテル', 'Bビル', 'Cビル', 'Dホテル', 'Eビル', 'Fビル', 'Gホテル', and 'Hビル'. Two green rectangular areas are labeled '新宿I公園' (Shinjuku I Park).</p> </div>	
	3

①算定対象年度

- ・必ず「西暦（4桁）」で記入してください。

②事業所の概要

- ・「事業所の名称」

事業“者”ではなく、事業“所”の名称を記入してください。
(○○工場、○○事業所、○○センター 等)

- ・「事業所の所在地」

建築確認申請等で記入されている、事業所の所在地（住居表示が基本）を記入してください。建物が複数ある場合で、それぞれ所在地が異なる場合には、代表となる所在地を記入ください。

- ・「建物の延べ面積」

建築確認申請等で記入されている、事業所の延べ面積（建物が複数の場合にあっては合計値）を記入してください。なお、住宅用途部分、熱供給用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所などの事業所範囲に含まれない部分については、除外した値を記入してください。

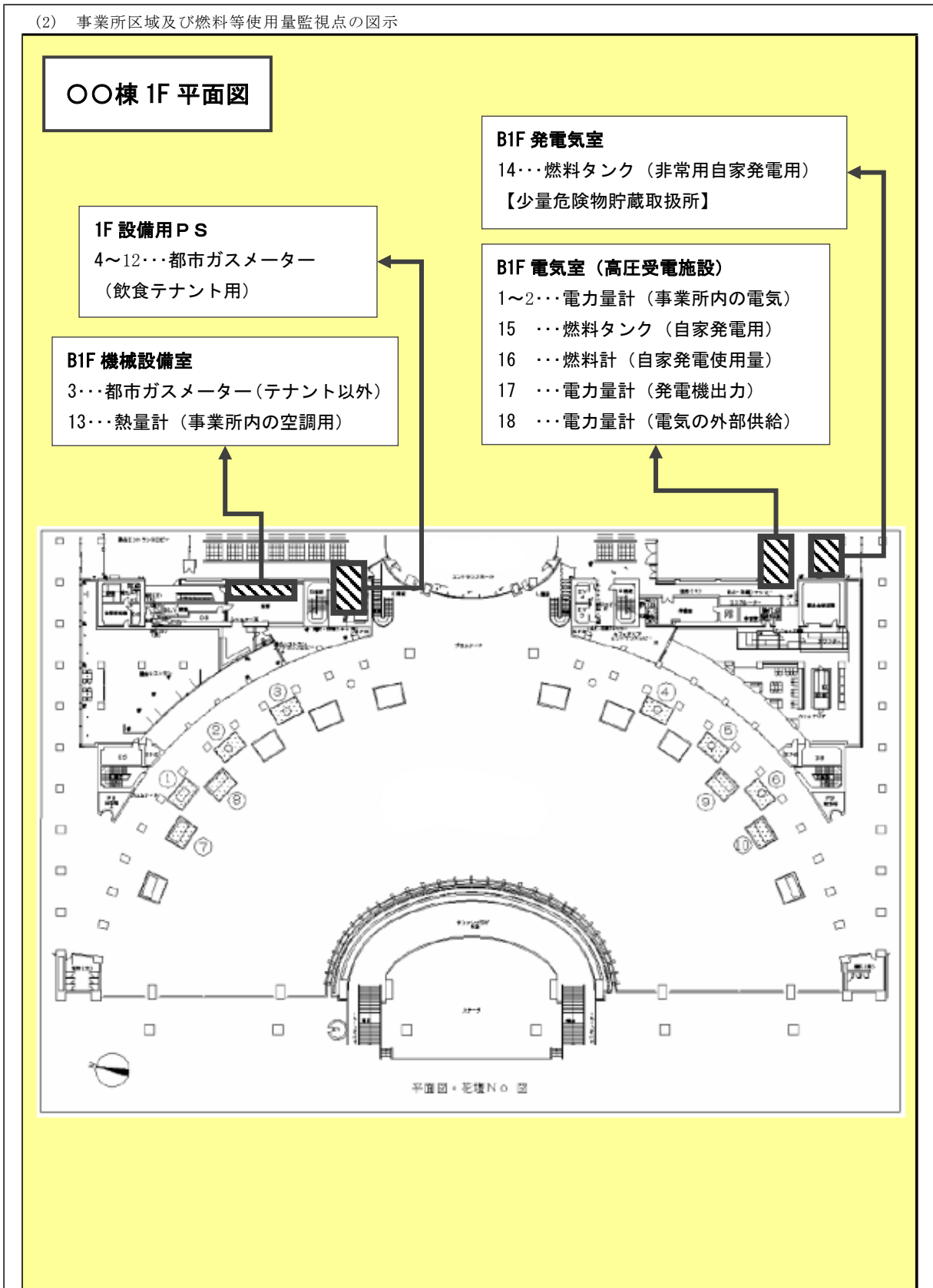
- ※ 様式の面積表示は、小数点3桁目を四捨五入し、小数点2桁までを表示しています。
- ※ 算定対象年度の途中で延べ面積に変更がある場合は、3月末日時点のものを記入してください。

③事業所境界の図示

- ・事業所の範囲を図示します。その際には、算定ガイドラインを参照し「エネルギー管理の連動性」及び「近接・隣接」などの条件に従ってください。**熱供給事業者の場合は、熱の供給先の範囲も図示してください。**
- ・事業所範囲外の建物が当該事業所の範囲に含まれないことも明確にする必要があります。このため、事業所境界だけでなく、その周囲の状況が判断できる地図等を使用してください。
- ・なお、スペースが不足する場合は、別紙として図面等を添付することも可能です。セル中には「別紙○のとおり」等御記入願います。

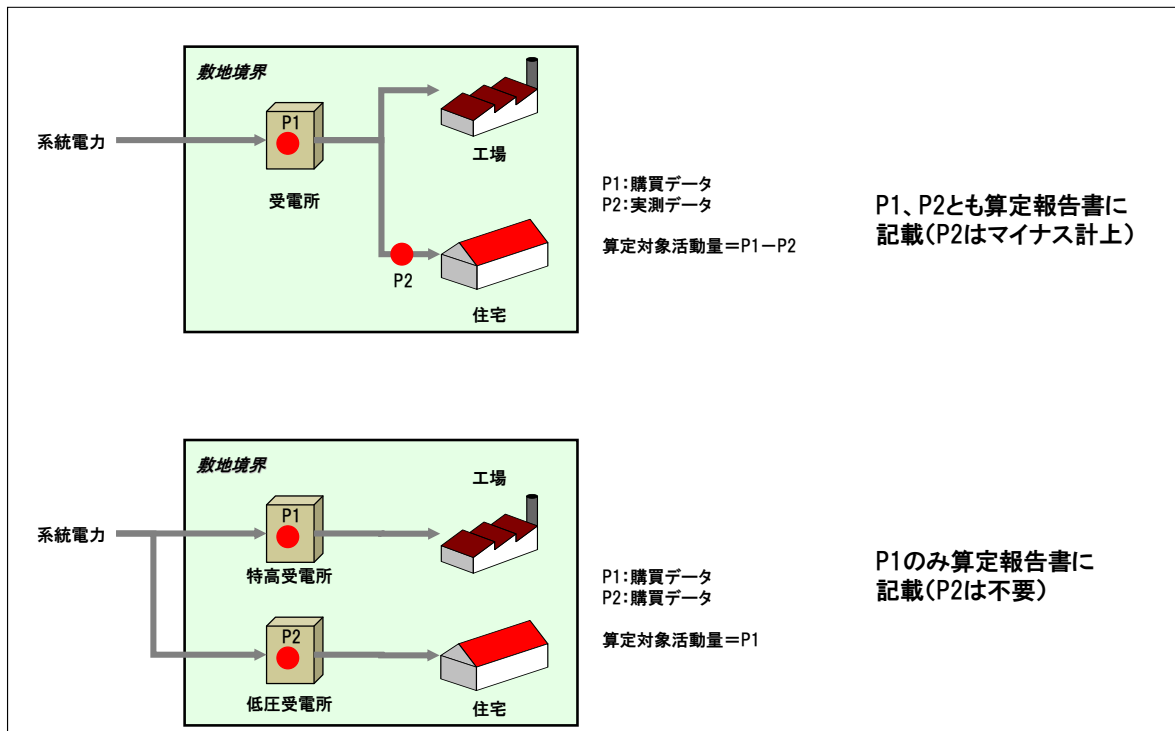
その2 (事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示)

(2) 事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示



事業所区域及び燃料等使用量監視点の図示

- ・様式その1では事業所境界を図示しますが、様式その2では事業所の範囲内を、図面等を用いて明示してください。図示の範囲は、全ての監視点です。1枚の図面で事業所の範囲を図示できない場合は、複数の図面を用いてください。
- ・排出活動ごとに把握した燃料等使用量監視点に通し番号を設定し、「通し番号」「排出活動の種類」「位置」を、漏れのないように図示してください。
- ・図は厳密である必要はありませんが、燃料監視点の位置関係の概略を分かりやすく図示してください。例えば、テナントに供給するための都市ガスのように、燃料等使用量監視点が多数あるものは、概ねの位置と総数（1～10番など）が分かるようにしてください。ただし、様式その3・その4でも共通の通し番号を使用するため、不整合がないように注意してください。
- ・図面等が複数枚に及び、枠内に記入しきれない場合は、別紙として添付することも可能です。セル中には「別紙〇のとおり」等御記入願います。
- ・なお、算定対象外である排出活動の「少量排出活動」に該当する監視点や、「事業所外利用の移動体への供給」、「工事のためのエネルギー使用」、「住宅用途への供給」については、供給会社から供給される時点において、あらかじめ区別して把握されている場合は図示不要です。供給会社からの供給量を他の排出活動と区別して把握しておらず、その内数として「事業所外利用の移動体への供給」量等を把握している場合のみ記入してください。（詳細は、次の図を参照してください。）



① No.

- ・様式その2に図示した燃料等使用量監視点と共通の通し番号を記入してください。
なお、「太陽光発電施設等」「太陽熱利用設備等」は記入不要です。ただし、「太陽光発電設備等」により発電した電気の自家消費分に係る削減量を算定する場合は、当該「太陽光発電施設等」について記入してください。
- ・枝番号（1-1のような番号）を振る場合、1-1と入力します。

②排出活動

- ・通し番号に対応する排出活動の種類をプルダウンから選択してください。
- ・熱供給事業者、電気供給事業者又はエネルギー管理の連動性のないものとする事ができる建物等へ、他人から供給を受けたエネルギーを変換せずに直接供給している場合は、「他事業所への燃料等の直接供給」を選択してください。

③燃料等の種類

- ・②の排出活動の種類に対応する燃料等をプルダウンの方から選択してください。
ただし、②を選択していない状態では入力できません。

④監視点の位置

- ・燃料等使用量監視点の位置や、供給先などを簡潔に記入してください。

その4 (燃料等使用量) …左欄

燃料等監視点	排出活動	燃料等の種類	供給会社等	把握方法	計量器の種類	検定の有無	都市ガスメータ種	単位	入力方法	使用量 ()		
										4月	5月	
1	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気		購				kWh		300	300	
2	電気の使用	一般送配電事業者の電線を介して供給された電気		購				kWh		200	200	
3	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		10	10	
4	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		15	15	
5	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		10	10	
6	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		15	15	
7	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		10	10	
8	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		15	15	
9	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		10	10	
10	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		15	15	
11	燃料の使用	都市ガス	東京ガス	購			圧力補正有り	千m ³		10	10	
12	燃料の使用	液化石油ガス_LPG		購				t		5	5	
13	熱の使用	産業用蒸気		実		有		GJ 自動		300	200	
14	燃料の使用	A重油		購				kl		5	5	
15	燃料の使用	軽油		実		無		kl 転記		2	2	
合計											-	-

■その他燃料に関する情報

	具体的燃料の種類	単位	単位発熱量 (GJ/固有単位)
その他燃料 1			
その他燃料 2			

注意事項

- 赤点線の範囲内は、計算に反映されるため、漏れのないよう入力してください。
- 合計欄は、様式その4の該当箇所をすべて入力することで自動計算されます。計算結果に不備がある場合は、入力内容をご確認ください。

①燃料等監視点

- ・様式その2及びその3で入力した通し番号に対応するように記入してください。
- ・なお、同一燃料について燃料等使用量監視点が複数存在する場合に、②～⑩までの入力条件が同じ場合には、まとめて記入することができます。番号の記入は、「半角」を基本として、1番から5番まで連番の場合は、「1-5」のように「ハイフン」としてください。また、1番・3番・5番など番号が連続でない場合は、「1,3,5」のように「コンマ」で区切ってください。

②排出活動

- ・様式その3と同様に、プルダウンから選択してください。

③燃料等の種類

- ・様式その3と同様に、プルダウンから選択してください。なお、②が入力されていない状態では、選択できません。

④供給会社等（※都市ガスの場合のみ）

- ・③で「都市ガス」を選択した場合、単位発熱量がガス事業者ごとに異なりますので、供給会社等をプルダウンで選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。なお、③で「都市ガス」を選択しない場合は、この項目は選択できません。

⑤把握方法

- ・燃料等使用量の把握が「購買伝票」によるものなのか、「実測」に基づくものなのか、頭文字（「購」又は「実」）をプルダウンで選択してください。
- ・なお、「購買伝票」による把握を原則とし、「実測」に基づく把握は、購買伝票による把握が不可能な場合で、取引又は証明に使用可能な計量器による計測を行った場合に限りです。ただし、やむを得ず、特定計量器ではない計量器により実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定を行うものとします。（保守的な算定の適用範囲に限る。）この場合、⑦で検定等の有無を「無」を選択し、⑮で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択してください。
- ・また、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、特定計量器でない計量器での実測であっても、保守的な算定は必要ありません。（保守的な算定の適用範囲に限る。）

⑥計量器の種類（※実測の場合のみ）

- ・⑤で「実測」を選択した場合のみ、計測用計量器の種類を記入してください。「購買伝票」を選択した場合は、記入不要です。

⑦検定等の有無（※実測の場合のみ）

- ・⑤で「実測」を選択した場合のみ、燃料等使用量の計測を行う計量器の、検定付（取引又は証明に使用可能）の有無をプルダウンから選択してください。⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。検定等の有無を「無」を選択した場合に限り、⑮で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択できます。

⑧都市ガスメーター種（※都市ガスの場合のみ）

- ・③で「都市ガス」を選択した場合のみプルダウンから選択してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。供給を受けている圧力が低圧の場合「圧力補正なし」

を、中間圧以上の供給を受けている場合「圧力補正あり」を選択します。
選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

⑨単位

- ・③で選択した燃料等に対応する単位を、プルダウンから選択してください。以降、毎月の燃料使用量入力の際には、ここで選択した単位が計算に反映されるため、注意して入力してください（この項目を選択しないと正しく計算されません。）。
- ・なお、③で「その他燃料」を選択した場合は、⑫で入力した単位と同一の単位系（「t」、「kl」、「 km^3 」のいずれか）が選択できます。
- ・LPGの単位は「 m^3 」と「kg」で選択の誤りが多くなっておりますので御注意ください。

⑩入力方法（※実測の場合のみ）

- ・⑤で「実測」を選択した場合のみ、使用量等の把握方法について、プルダウンから選択してください。燃料等使用量の把握を計量器直読みにより行っている場合は「転記」を選択し、データ等信号により自動的に記録を行っている場合は、「自動」を選択してください。
- ・⑤で「購買伝票」を選択した場合は記入不要です。

⑪具体的燃料等の種類（※該当する場合のみ）

- ・「ジェット燃料油」のほか、算定ガイドラインに記載されているもの以外の燃料等を使用する場合は、この欄を入力してください。⑫⑬も合わせて入力してください。

⑫単位（※該当する場合のみ）

- ・燃料等を計測している、固有の単位を入力してください。ここで入力した単位は、⑨の単位選択時に反映されます。

⑬単位発熱量（※該当する場合のみ）

- ・⑪で入力した燃料等の単位発熱量を記入してください。単位は、「G J / 固有単位」であり、分母の固有単位は⑫で選択した単位が該当します。必要に応じて単位換算を行った後に、入力してください。

⑭使用量

- ・月ごとの燃料等使用量を購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力してください（表示は整数表示となります。）。同じ値を入力しないと検証に影響が出ますのでご注意ください。購買の実績がない場合には0を入力し、閉栓又は撤去等により燃料等使用量監視点が一時的又は永続的に消失した場合には空欄としてください。
- ・同一燃料について燃料等使用量監視点が多数ある場合については、①で関係を明記したうえで、同一燃料等を合計した値を入力できます。このときは、購買伝票等に記されたものをそのまま合算して、四捨五入等の処理は行わないものとします。ただし、有効桁数が不明の場合は有効桁数が3桁として入力してください。また、入力の際には、⑨で入力した単位に注意してください。
- ・なお、燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測であり、保守的な算定を行う場合であっても、燃料等使用量は購買伝票等に記載されたものと同じ値で入力する必要があります。（⑮で記入する乗率により、保守的な算定を行います。）

⑮乗率

- ・燃料等使用量の把握が特定計量器ではない計量器による実測による場合は、保守的な算定を行います。⑦で検定等の有無を「無」を選択し、⑮で該当する乗率（1.05又は0.95）を選択してください。
- ・事業所の排出量として算定すべき排出量（他人から供給されたエネルギー使用量、事業所の敷地内を走行する移動体の燃料使用量など）の場合は、実測した燃料等使用量に1.05を乗じて算定するため、プルダウンから「1.05」を選択してください。
- ・事業所の排出量から除外すべき排出量（住宅用途の電気使用量、他事業所へのエネルギー供給量など）の場合は、実測した燃料等使用量に0.95を乗じて算定するため、プルダウンから「0.95」を選択してください。

その5 (燃料等使用量及び特定温室効果ガス排出量)

(5) 燃料等使用量及び一次エネルギー消費量					
燃 料 ・ 熱 の 種 類	使 用 量 等		熱 量 (GJ)		
	単 位				
燃 料 及 び 熱	原 油	kL			
	原 油 の う ち コ ン デ ン セ ー ト (N G L)	kL			
	揮 発 油 (ガ ソ リ ン)	kL			
	ナ フ サ	kL			
	ジ エ ツ ト 燃 料 油	kL			
	灯 油	kL			
	軽 油	kL	25	958	
	A 重 油	kL	60	2,334	
	B ・ C 重 油	kL			
	潤 滑 油	kL			
	石 油 ア ス フ ェ ル ト	t			
	石 油 コ ー ク ス 、 F C C コ ー ク ス	t			
	石 油 ガ ス	液化石油ガス (LPG)	t	60	3,006
		石油系炭化水素ガス	千m ³		
	可 燃 性 天 然 ガ ス	液化天然ガス (LNG)	t		
		その他可燃性天然ガス	千m ³		
	石 炭	輸 入 原 料 炭	t		
		コ ー ク ス 用 原 料 炭	t		
		吹 込 用 原 料 炭	t		
		輸 入 一 般 炭	t		
		国 産 一 般 炭	t		
		輸 入 無 煙 炭	t		
	石 炭 コ ー ク ス	t			
	コ ー ル タ ー ル	t			
	コ ー ク ス 炉 ガ ス	千m ³			
	高 炉 ガ ス	千m ³			
	発 電 用 高 炉 ガ ス	千m ³			
	転 炉 ガ ス	千m ³			
	都 市 ガ ス	千m ³	1,320	52,800	
	そ の 他 の 燃 料				
	産 業 用 蒸 気	GJ	3,400	3,978	
	産 業 用 以 外 の 蒸 気	GJ			
温 水	GJ				
冷 水	GJ				
電 気	一 般 送 配 電 事 業 者 の 電 線 路 を 介 して 供 給 さ れ た 電 気	千kWh	7,000	60,480	
合 計		GJ		123,556	

※再生可能エネルギーを変換して得た電気や熱の自家消費分は記入しないこと

燃料等使用量及び一次エネルギー消費量

- ・様式その5では入力が必要となる箇所はありません。その4シートに適切に記載していただくことで、その5シートで自動的に一次エネルギー使用量が算定されます。
- ・算定された一次エネルギー使用量を、「都内中小クレジット削減量算定書」へ転記してください。

お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : ondanka42@kankyo.metro.tokyo.jp